

成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会について

1. 名称

部会の名称は、成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会（以下「子ども・子育て支援部会」という。）とする。

2. 所掌事務

子ども・子育て支援部会は、子ども・子育て支援法第77条第1項並びに児童福祉法第34条の15第4項に規定する事項を処理する。

- ・特定教育・保育施設の利用定員を定める際に意見を述べる。
- ・特定地域型保育事業の利用定員を定める際に意見を述べる。
- ・子ども・子育て支援事業計画に関し、事業計画を定め又は変更しようとする際に意見を述べる。
- ・子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。
- ・市町村以外の者が、家庭的保育事業等の認可を受けようとする際に意見を述べる。

3. 組織等

子ども・子育て支援部会は、成田市保健福祉審議会会長が指名する委員5名と臨時委員5名の10名をもって組織する。

4. 設置期間

子ども・子育て支援部会の設置期間は、令和元年7月25日から令和3年3月31日までとする。

5. 庶務

子ども・子育て支援部会の庶務は、健康こども部子育て支援課において処理する。

○成田市保健福祉審議会設置条例抜粋

平成10年9月29日

条例第25号

(設置)

第1条 本市の保健福祉施策の総合的かつ計画的運営に関する事項を調査審議するため、成田市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第2条～第4条 略

(臨時委員)

第5条 市長は、特定事項を調査審議するために必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特定事項の調査審議期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員(臨時委員を含む。)の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

第8条～第9条 略